
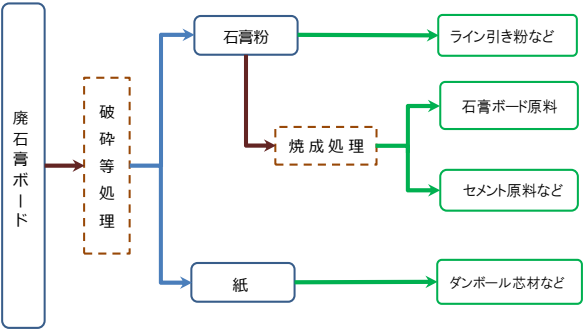
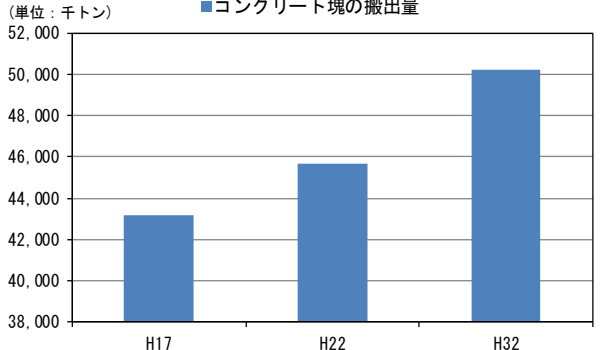


第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画(素案)修正箇所対照表

No.	対象箇所(修正版頁)	前回の記載(第1回部会時)	今回の修正案
1	素案2P 第1章 4 計画期間本文	4 計画期間 第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画は、平成28年からの5年間で計画期間とし、目標年度を平成32年度とします。また、平成30年度を目処に中間見直しを行うこととします。 なお、廃棄物処理法の大幅改正や国の基本方針の改正等が行われた際には、必要に応じ本計画の見直しを行います。	4 計画期間 第4次札幌市産業廃棄物処理指導計画は、平成28年からの5年間で計画期間とし、目標年度を平成32年度とします。 また、平成30年度を目処に、国の基本方針の改正や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ本計画の見直しを行います。
2	素案2P 5 進行管理本文	5 進行管理 計画目標の達成状況や施策の実施状況について、市民・事業者・行政が情報を共有し、それぞれの役割と責務に応じた取組を実行していくため、適切に点検・評価を行うとともに、その結果について公表していきます。 また、達成状況等については、学識経験者、地域住民の代表者、産業廃棄物関係団体の代表者等で構成する「札幌市廃棄物処理施設設置等評価委員会」において客観的に評価していきます。	5 進行管理 計画目標の達成状況や施策の実施状況について、市民・事業者・行政が情報を共有し、それぞれの役割と責務に応じた取組を実行していくため、 その結果について公表していきます。 また、「札幌市廃棄物処理施設設置等評価委員会」において適切に点検・評価を実施していきます。
3	素案3P 方針3本文	方針3 未活用資源の有効活用の推進 循環型社会の形成に向けて、再生利用の進んでいない産業廃棄物を「未活用資源」と位置付け、そのリサイクルを推進することで、最終処分量を抑制します。	方針3 未活用資源の有効活用の推進 循環型社会の形成に向けて、産業廃棄物 の中で再生利用の進んでいないものを 「未活用資源」と位置付け、そのリサイクルを推進することで、最終処分量を抑制します。
4	素案7P 第2章 廃棄物全体処理フロー 欄外注釈	(欄外注釈) ※「中間処理量」、「減量化量」の中には、「他の中間処理を経た残さ等」も含まれるため、「排出量」と「直接再生利用量、中間処理量及び直接最終処分量の合計量」が一致していない場合がある。	(欄外注釈) ※最終処分: 廃棄物を埋立施設に埋め立てること。 ※中間処理: 最終処分の前段として、脱水・焼却・破砕など廃棄物の減量化・減容化・安定化などを図ること。 ※「中間処理量」、「減量化量」の中には、「他の中間処理を経た残さ等」も含まれるため、「排出量」と「直接再生利用量、中間処理量及び直接最終処分量の合計量」が一致していない場合がある。
5	素案9P 汚泥処理における課題 本文	排出量の7割以上を占める汚泥は、その約98%が上下水道からの汚泥です(図4-1)。上下水道汚泥はほとんどが水分のため、脱水など減量化後には当初の5%以下の量となります。また、下水汚泥や建設汚泥を中心に、再生利用も比較的進んでいる状況にあります(図4-2)。 今後、汚泥の排出量は増加する見込みがありますが、それを可能な限り抑制する取組が必要です。	排出量の7割以上を占める汚泥は、その約98%が上下水道からの汚泥です(図4-1)。上下水道汚泥はほとんどが水分のため、脱水など減量化後には当初の5%以下の量となります。また、下水汚泥や建設汚泥を中心に、再生利用も比較的進んでいる状況にあります(図4-2)。 今後も、汚泥の排出量は増加する見込みですが、市民生活に直結する上下水汚泥は排出量の抑制が難しいことから、引き続き脱水等の中間処理とともに、再生利用を推進し、最終処分量の抑制を図る必要があります。
6	素案9P 汚泥処理における課題 処理フロー図の追加 (図4-3)	(未記載)	処理フロー(図4-3)の追加 ※(以下「廃石膏ボード」「廃プラスチック類」「がれき類(コンクリート破片)」の各課題において、同様に処理フロー図を追加)

7	<p>素案10P 廃石膏ボード処理における課題 本文</p>	<p>廃石膏ボードは、平成25年度現在での排出量は約26千トンと、札幌市の排出量に占める割合は大きくありませんが、平成22年度との比較では大きく増加している上、約86%が最終処分されており(図4-3)、札幌市の最終処分量全体に占める割合は約22%と、種類別で最も高くなっています。更に今後の見通しとして、昭和40年代以降に急増した建築物が更新時期を迎えることなどにより、排出量が増加する(平成27年度比で平成32年度に約20%の増加)との推計があります(図4-4)。</p> <p>これらの状況から、リサイクルを推進し、最終処分量の減量に繋げる必要があります。</p>	<p>廃石膏ボードは、平成25年度現在での排出量は約26千トンと、札幌市の排出量に占める割合は大きくありませんが、平成22年度との比較では大きく増加している上、約86%が最終処分されており(図4-5)、札幌市の最終処分量全体に占める割合は約22%と、種類別で最も高くなっています。</p> <p>一方、札幌市域内における廃石膏ボードのリサイクル施設の整備状況は、新築系廃石膏ボードのリサイクル施設が1施設のみであり、解体系廃石膏ボードのリサイクル施設が存在しないことが課題となっております。</p>
8	<p>素案10P 廃石膏ボード処理における課題</p> <p>「石膏ボードの排出量推計図」から「廃石膏ボードのリサイクル工程図」に変更</p> <p>(※排出量が課題ではなく、リサイクル施設がないことが課題のため)</p>	<p>石膏ボードの排出量推計図の削除</p> 	<p>廃石膏ボードのリサイクル工程図に変更(図4-5)</p> 
9	<p>素案12P がれき類(コンクリート破片)処理における課題</p> <p>コンクリート塊搬出量の将来予測(全国推計値)図の削除</p>	<p>コンクリート塊搬出量の将来予測(全国推計値)図の削除</p> 	<p>(削除)</p>

10	素案13P 5 役割に応じた取組の必要性	札幌市の役割と責務 ◆本計画の展開と周知 ◆廃棄物処理法等、関連法令の適正な運用 ◆市民、事業者との連携調整及び意見の反映 ◆模範となる率先事項の推進 ◆情報公開の徹底	札幌市の役割と責務 ◆廃棄物処理法等、関連法令の適正な運用 ◆市民、事業者との連携調整及び意見の反映 ◆市発注工事における排出抑制等の率先実行 ◆適正処理等に向けた排出事業者等への情報提供 ◆再生利用等に向けた処理業者等への先進技術等に係る情報提供
11	素案14P 第3章 第1節 排出抑制の推進	2 目標値設定の考え方 現状のまま推移すると、平成32年度の排出量は、平成25年度から約2.2万吨増の291.5万吨と推計しています。 排出量が今後増加する主な要因は、上下水道汚泥の増加(約4.6万吨の増加と推計)ですが、これを可能な限り抑制します。 また、排出事業者に対する立入指導等、排出抑制の施策に積極的に取り組み、上下水道汚泥以外の廃棄物を平成25年度から7%程度(約6万吨程度)削減することで、平成32年度の排出量を、平成25年度と同程度の290万吨以下に抑制します。	2 目標値設定の考え方 現状のまま推移すると、平成32年度の排出量は、平成25年度から約4.2万吨増の293.5万吨と推計しています。 排出量が今後増加する主な要因は、上下水道汚泥の増加(約4.6万吨の増加と推計)ですが、 市民生活に直結する上下水汚泥は排出量の抑制が難しいところ です。 そのため、上下水道汚泥以外の廃棄物について 、排出事業者に対する立入指導等、排出抑制の施策に積極的に取り組み、平成25年度から5%程度削減することで、平成32年度の排出量を、平成25年度と同程度の290万吨以下に することを目標とします 。
12	素案15P 第2節 最終処分量の減量	2 目標値設定の考え方 現状のまま推移すると、平成32年度最終処分量は、平成25年度とほぼ同程度の、10.1万吨と推計しています。また、平成25年度における種類別の排出量に対する最終処分量の割合(最終処分率)は、「廃石膏ボード」が86%、「建設混合廃棄物」が54%と、特定の種類の高い傾向がみられます。 そこで、特にこれらの種類に集中した施策(排出事業者及び建設工事現場での分別指導、必要な施設の整備、新たな再生利用方策の検討など)に取り組み、これら種類の最終処分量を1.1万吨削減することで、平成32年度最終処分量を9万吨以下に抑制します。	2 目標値設定の考え方 現状のまま推移すると、平成32年度最終処分量は、平成25年度とほぼ同程度の、10.4万吨と推計しています。また、平成25年度における種類別の排出量に対する最終処分量の割合(最終処分率)は、「廃石膏ボード」が86%、「建設混合廃棄物」が54%と、特定の種類の高い傾向がみられます。 そこで、特にこれらの種類に集中した施策(排出事業者及び建設工事現場での分別指導、再生利用施設の整備 や活用促進 など)に取り組み、これらの種類の最終処分量を平成25年度から1.1万吨削減することで、最終処分量9万吨以下を 目標とします 。 ※(以下「目標設定の考え方」の項目の文末を「～を目標とします。」に統一)
13	素案18P 第4章 施策1-1	施策1-1 各種報告書に基づく指導 ○電子マニフェストの普及啓発等による産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書の提出率向上	施策1-1 各種報告書に基づく指導 ○電子マニフェストの普及啓発等によるマニフェスト報告書の提出 指導の強化
14	素案19P 施策2-2	施策2-2 産業廃棄物の適正処理に係る普及啓発活動 ○排出事業者、産業廃棄物処理事業者及び建設工事関係事業者のそれぞれに対し、対象者に応じたガイドブック等を活用した講習会等の啓発活動の実施	施策2-2 産業廃棄物の適正処理に係る普及啓発 活動 ○排出事業者や産業廃棄物処理事業者、建設工事関係事業者等各対象に応じた講習会の実施など普及啓発の 充実強化
15	素案20P 施策4-1	施策4-1 処理実施要領に基づいた災害発生時処理実務の運用体制等の確認 ○廃棄物処理法及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の一部改正等を踏まえた、社会情勢の変化に応じた非常災害発生時における処理実務運用体制等の構築・維持	施策4-1 処理実施要領に基づいた災害発生時処理実務の運用体制等の 確認 ○廃棄物処理法及び災害対策基本法(昭和36年法律第223号)の一部改正 等 など社会情勢の変化に応じた非常災害 発生時 における処理実務運用体制等の構築・維持
16	素案21P 施策6-1	施策6-1 産業廃棄物の直接最終処分量低減に向けたリサイクル推進の検討 ○廃石膏ボードなどの直接最終処分量の大きい産業廃棄物について、適正にリ	施策6-1 産業廃棄物の直接最終処分量低減に向けたリサイクルの 推進等 ○廃石膏ボードの直接最終処分量の低減に向けた、リサイクル施設の 札幌市

		<p>サイクル可能な施設の札幌市域内への整備の推進を検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ○低炭素社会の実現に向けた、熱回収施設など高度な処理機能を有する焼却施設の札幌リサイクル団地での整備 ○新規事業を検討している中間処理や最終処分の事業者に対し、北海道の補助金制度等の周知による新規事業の支援 ○民間処理施設の受入状況等を考慮し、市有の処理施設における受入品目の見直しを検討 ○市域内処理を基本としつつ、将来的な道内連携を見据え、道内既存処理施設を活用した今後の産業廃棄物処理のあり方について調査、研究等を行う。 	<p>域内での整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○低炭素社会の実現に向けた、熱回収施設など高度な処理機能を有する焼却施設の札幌リサイクル団地での整備 ○新規事業を検討している中間処理や最終処分の事業者に対し、北海道の補助金制度の周知等により支援 ○民間処理施設の受入状況等を考慮し、市有の処理施設における受入品目の見直しを検討 ○市域内処理を基本としつつ、将来的な道内連携を検討するため、道内既存処理施設を活用した産業廃棄物処理のあり方について、マニフェスト報告書等各種統計データなども活用した調査等を実施
17	素案22P 重点施策7 (施策名称修正)	重点施策7 直接最終処分率の高い産業廃棄物の資源活用の推進に向けた支援(廃石膏ボードなど)	施策7 直接最終処分率の高い産業廃棄物の資源活用の推進に向けた支援(廃石膏ボードなど)
18	素案22P 施策7-1	施策7-1 直接最終処分率の高い産業廃棄物の資源活用の推進に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> ○本市に未活用資源を活用した再生利用施設が新たに設置された場合、排出事業者向への情報提供等を通じ、新設施設の活用を推進 ○本市の産業廃棄物の排出、処理状況等について実態調査を実施、未活用資源を洗い出した上で有効活用策を検討 	施策7-1 直接最終処分率の高い産業廃棄物の資源活用の推進に向け支援 <ul style="list-style-type: none"> ○本市に未活用資源を活用した再生利用施設が新たに設置された場合、排出事業者へ情報提供するなど再生利用施設の活用を促進 ○本市の産業廃棄物の排出、処理状況等について実態調査を実施し、未活用資源を洗い出した上で有効活用策を検討
19	素案22P 施策8-1	施策8-1 排出現場・事業所における分別の徹底による未活用資源の有効利用の推進 <ul style="list-style-type: none"> ○建設リサイクル法が適用されない小規模な工事現場等に対し、建設リサイクル法に準じ現場分別の徹底及び建設副産物の再資源化について指導を実施 ○事業ごみ指導員との協働による、「オフィス・店舗向け事業ごみ分別・処理ガイドブック」等を活用した、小規模排出事業者に対する分別・リサイクルに関する啓発活動を実施 	施策8-1 小規模な排出現場・事業所への適正分別等の指導による未活用資源の有効活用推進 <ul style="list-style-type: none"> ○建設リサイクル法が適用されない小規模な工事現場等に対し、建設リサイクル法に準じ現場分別の徹底及び建設副産物再資源化についての指導 ○「オフィス・店舗向け事業ごみ分別・処理ガイドブック」等を活用した、産業廃棄物の小規模排出事業者に対する分別・リサイクルに関する啓発